

気象警報等発令時の対応について

尾道市に気象警報等が発令された場合には、尾道市教育委員会「気象警報発令時の対応方針」に基づき、次のように対応します。

- 対象地域 ①尾三地域 ②広島県南部 ③広島県全域
■警報内容 次のいずれか一つ以上
大雨, 洪水, 暴風, 暴風雪, 大雪, 波浪, 高潮の「特別警報」「警報」

1 基本的な対応

(1) 【特別警報】発令(大雨・暴雨・暴風雪・大雪・波浪・高潮)の場合

午前6時現在, 「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき

- ▶ 臨時休業・デリバリー給食停止 とする。

(2) 【警報】発令(大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮)の場合

① 午前6時現在, 「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されているとき

- ▶ 自宅待機・デリバリー給食停止 とする。

◆ 午前11時までに【警報】が解除になった場合

- ▶ 登校時刻をコドモン配信で連絡する。

◆ 午前11時以降も【警報】が継続の場合

- ▶ 臨時休業 とする。

② 午前6時以降, 始業時までに「尾道市」に【警報】が一つでも発令され自宅に居る場合。

- ▶ 自宅待機 とする。

◆ 午前11時までに【警報】が解除になった場合

- ▶ 登校時刻をコドモン配信で連絡する。

- ▶ 午前中に登校の場合, 昼食が必要

◆ 午前11時以降も【警報】が継続の場合

- ▶ 臨時休業 とする。

③ 始業時以降, 「尾道市」に【警報】が一つでも発令されているとき

- ▶ 学校待機 とする。

- ▶ 通学路の安全確認後, 下校時刻を決定し, コドモン配信後下校。

2 臨時休業時, 一斉下校時, 解除後の安全対策・注意事項

(1) 臨時休業中

- ▶ 外出しない。

(2) 一斉下校時及び警報が解除の場合

- ▶ 増水河川, 高波の恐れがある海岸, 緩んだ地盤, 切れた電線の箇所近づかない。